

# 「第二期地方分権改革」への提言（概要）

－日本の改革・再生は地方分権型社会から－

## 1 分権改革の理念と方向

- 中央集権システムから地方分権型社会への転換を図ることが、この国の再生のために必要。
- しかし、三位一体改革については、3兆円の税源移譲は画期的であったものの、補助率の引き下げなどが実施され、地方の裁量を高める真の分権改革はいまだ道半ば。
- 全国知事会としては、日本の再生・活性化を目指す立場から、第二期分権改革においては、地方分権改革推進委員会と連携し、真の分権型社会を構築するため、以下の点について、具体的な提言を行う。

## 2 税財政のあり方 ～税源移譲の実現～

### （1）税源移譲により国税と地方税の税源配分5：5に

- 税収を地方歳出に見合ったものとなるよう、当面、国税と地方税の税源配分5：5を目指すべき。
- 国・地方の税源配分を5：5とするには、6兆円程度の税源移譲が必要。

### （2）税源移譲にあたっての地域間の調整

- 6兆円程度の税源移譲が、地域間格差をより一層拡大させ、かえって地方自治を衰退させる懸念もあることから、税源移譲と税源の偏在調整は不可分のものとして行うことが必要。
- 税源移譲にあたっての地域間の調整については、次の3点を基本とすべき。
  - ① 対象税目は、地方消費税、住民税。
  - ② 可能な限り税源偏在の小さい仕組みを検討、国と地方の税源構成及び地方交付税原資の税目について見直し。
  - ③ 移譲財源の調整の問題については、各自治体の共通財源と位置付け、調整する仕組みを検討。

### （3）地方交付税の総額確保と「地方共有税」の導入

#### ① 財源調整・財源保障機能の堅持、税源移譲を踏まえた地方交付税の法定率の見直し等、総額の確保

地方交付税については、地方の財政需要を適切に反映した財源保障機能や財源調整機能を堅持し、安定的な財政運営のもと、住民の生活が守られるようその総額を確保することが何よりも必要。

税源移譲においても、地方交付税の原資となっている国税の法定率分が減少することのないよう、法定率の引き上げなどの調整を図る必要。

#### ② 「地方共有税」の導入

地方交付税が地方の自主財源であることを明確化するため、国の一般会計

を通さず、「地方共有税」として特別会計に直接繰り入れ等を行う方式に改めることが必要。

### 3 事務事業のあり方 ～権限移譲、国の関与・義務付け等の廃止・縮小～

「地方にできることは地方が担う」という大原則の下、①住民や地域のニーズに応じた施策の推進、②住民本位により迅速な事務の執行、③簡素で効率的な組織体制の実現の観点から検討。

まず、94項目（都道府県に対する国の関与等62項目、市町村に対する国の関与等30項目、市町村に対する都道府県の関与等2項目）、権限移譲・二重行政の解消等について38項目、合計132項目（一部重複）を提言。

別添（資料1、2）参照

### 4 行政組織のあり方 ～二重行政の解消、国・地方を通じた簡素・効率化～

#### （1）国庫補助負担金件数の削減

国庫補助負担金の見直しについては、補助率の引き下げ等ではなく、総件数を半減するなど大幅な整理合理化により、国は組織定数の縮減を目指すべき。

#### （2）直轄事業負担金の廃止

直轄事業負担金については、事業主体が負担すべきであり、責任の明確化のためにも廃止すべき。

#### （3）地方支分部局の整理

提言の（別紙）参照

### 5 これからの国・地方のあり方 ～住民視点から国・地方の連携を～

- 中央政府と地方政府が対等・協力の立場にある（仮）地方行財政会議を法律に基づき設置すべき。
- その前提として、地方財政計画など地方の行財政を左右する国の政策決定過程の透明化など、徹底した情報公開を進め、地方の参画を図ることが不可欠。

## 国の関与の廃止等と主な支障事例について

### 1 「国の関与の廃止等について」の項目数

(1)義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小 …………… 94項目

(内訳)	
・ 国と都道府県との事例 ……………	62項目
・ 国と市町村との事例 ……………	30項目
・ 都道府県と市町村との事例 ……	2項目

(2)権限移譲・二重行政の解消・その他 …………… 38項目

### 2 主な支障事例(抜粋)

#### ○保育所の設置基準

保育所の設置基準について、保育室や屋外遊戯場等の面積基準や、調理室等の必置規制があることなどによって、土地に余裕がない中心市街地や、廃校舎を有する過疎地域などで、地域の実情に応じた保育所の設置ができない事例。

#### ○農地転用

農地転用に関する権限は、2ha 超4ha 以下は都道府県へ事務が移譲されたものの、国への協議が義務付けられ、また、4ha 超の農地転用については国の許可となっており、協議への回答や許可まで1～2ヶ月程度の時間を要するなど、地域の実情に応じた迅速な振興施策の実施ができない事例。

#### ○都市計画における国土交通大臣の認可等

都道府県は、区域区分等の都市計画の決定若しくは変更を行う場合、都市計画基準に基づき都市計画案を定め、国土交通大臣に協議し、同意を得なければならず、手続きが長期化するなど、社会経済情勢を踏まえた的確な都市計画の対応が困難となる事例。

#### ○国庫補助金等による施設の用途変更等に対する規制等

国庫補助金等を受けて整備した施設は、当初の目的以外への用途に転用する際に、残存価格分の補助金返還義務が生じる場合などがあり、例えば、市町村合併に伴い生ずる遊休施設の活用が阻害されるなど、地方の実態に合った効果的な施設の活用ができない事例。

## 地方支分部局の整理

### 1 地方支分部局の整理に関する基本的な考え方

- (1) 地方支分部局については、二重行政解消等の観点から不要なものについては廃止すべきである。その上で、地方でできることは地方で行うという考えのもとで、以下の基本方針に従って、廃止、縮小すべき。
  - ・ 都道府県単位の地方支分部局については、原則廃止
  - ・ ブロック単位の地方支分部局については、地方でできるものは廃止
  - ・ ただし、
    - (a) 国の存立に関わる事務を取り扱う組織（入国管理局、税関 等）
    - (b) 全国的な規模・視点に立つて行う必要のある事務を取り扱う組織・事務（地方航空局（航空管制部門）、管区气象台 等）等は除く。
- (2) 地方支分部局の事務・権限等の地方への移譲については、必要な事務・権限の内容を十分精査し、不要な事務は廃止した上で、事業仕分けを行い、民間でできることは民間で行うとともに、地方で行うべきものについては事務・権限と財源を一体的に移譲すべき。
- (3) 地方支分部局の廃止、事務・権限等の地方への移譲に伴う国の職員については、まず組織・事務の徹底したスリム化を進め、その上で地方として、必要な人員の受け入れについて、協力をするものとする。

〈参考〉これまでの人員削減状況（H6～H19）

- ・ 都道府県知事部局           ▲ 17.4%
- ・ 国                               ▲ 4.9%

### 2 地方支分部局の整理の具体案

#### ○ 経済財政諮問会議有識者議員案と同様の考え方

ただし、国が直接執行する必要性が極めて高い以下の事業など、一部国に存続するものもある。

- ・ 道路（高速自動車国道、一般国道）、河川（複数都府県にまたがる河川、海岸事業）で真に国が責任を持つべきもの、第一種空港等（地方整備局）
- ・ 森林治水、地すべり防止事業で、国有林に関するもの等（森林管理局・署）
- ・ 外国船の取締等（漁業調整事務所）

- 今後、地方分権改革推進委員会と連携を図りながら、地方支分部局に関する詳細な情報提供を求めたうえで、その抜本的な見直しに向けた更なる提案を行う。